

山梨県公報

第三百五号

令和四年

八月一日

月 曜 日

目次

告示

○山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置……………四三九

公告

○随意契約の相手方の決定について……………四三九
○令和四年度毒物劇物取扱者試験の実施……………四三九
○特定計量器の定期検査の実施……………四四〇
○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更……………四四二
公安委員会
○指定講習機関の指定……………四四二

告示

山梨県告示第六十七号

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)第二条第三項の規定により、附属機関を設置することとしたので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年八月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

附属機関	担任意務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
山梨県製菓衛生師試験委員会	一 試験方針の決定 二 試験問題の作成 三 合否の検討	十五人以内	一 学識経験のある者 二 県の職員	令和四年八月二十三日から令和五年三月三十一日まで	福祉保健部衛生薬務課

公告

● 随意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年八月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	二千七百個	一万五千三百一十円(一個当たり)
配送用倉庫		三十三万円

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
- (二) 所在地 山梨県甲府市内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年五月二十七日
- 四 随意契約の相手方
 - (一) 名称 株式会社タスリのサンロード
 - (二) 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地
- 五 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができなかったため(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の二第一項第五号に該当)。

● 令和四年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第八条第一項第三号の規定によ

り、令和四年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。
 令和四年八月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時 令和四年十二月十八日(日) 午前十時から正午まで
- 二 試験場所 甲府市大津町二千九十二番地八 山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨(受験者数によっては試験場所を変更することがあるため、受験票で確認すること。)

三 試験の種類

- 1 一般毒物劇物取扱者試験
 - 2 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
 - 3 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 四 受験資格 学歴、年齢及び性別を問わない。
- 五 試験の方法及び科目

1 筆記試験

- (一) 毒物及び劇物に関する法規
- (二) 基礎化学

(三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

2 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

六 受験願書の提出先 甲府市に住所を有する者にあつては甲府市保健所に、甲府市以外の県内に住所を有する者にあつては各保健福祉事務所(保健所)に、本人又は代理人が持参すること。県外に住所を有する受験者にあつては、山梨県福祉保健部衛生業務課(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に、本人又は代理人が持参又は郵送すること。

七 受験願書の受付期間等 令和四年九月二十六日(月) から十月七日(金) まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く。)

の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵送による場合は、書留とし、九月二十六日(月) から同月三十日(金) までの消印のあるものを有効とする。

八 提出書類

- 1 受験願書
- 2 住民票(本籍の記載があり、かつ、個人番号(マイナンバー)の記載がないもので、発行日から六月以内のものに限る。)
- 3 写真(出願前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートルかつ横三・五センチメートルのものであつて、裏面に氏名を記載したものを受験願書の写真欄に貼り付けること。)

九 受験手数料 一万五百円(受験願書に一万五百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。)

十 合格者の発表 令和五年一月十九日(木) 午前十時に山梨県庁東側、甲府市保健所及び各保健福祉事務所(保健所)の掲示板並びに山梨県福祉保健部衛生業務課のホームページにおいて受験番号で発表する。また、合格者には合格証書を交付する。

十一 問合せ先 詳細に関しては、山梨県福祉保健部衛生業務課(電話〇五五―二二三―一四九二)に問い合わせること。

● 特定計量器の定期検査の実施

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、令和四年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和四年八月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五号) 第一号又は第二号に掲げるものを除く。)	令和四年九月五日	午前十時から午後三時まで	北杜市役所 高根総合支所	北杜市	一般社団法人 山梨県計量協会
分銅及びおもり	令和四年九月六日	同	北杜市役所 長坂総合支所	同	同
	令和四年九月八日	午前十時から正午まで	北杜市武川町高齢者活動センター	同	同
	令和四年九月九日	午前十時から午後二時まで	白州町農村婦人の家	同	同
	令和四年九月	同	北杜市役所	同	同

令和四年九月 二十七日	同	西桂町まち づくり交流 センターさ ずな未来館	西桂町	同
令和四年九月 二十六日	午前十時半か ら午後二時ま で	山中湖村役 場	山中湖村	同
令和四年九月 二十二日	同	水源の郷や まゆりセン ター	道志村	同
令和四年九月 二十一日	午前十時半か ら正午まで	秋山老人福 祉センター	上野原市 のうち旧 秋山村	同
令和四年九月 二十日	同	甲斐市役所 双葉支所	甲斐市の うち旧双 葉町	同
令和四年九月 十六日	午前十時から 午後三時まで	須玉ふれあ い館	同	同
令和四年九月 十五日	同	北杜市役所 明野総合支 所	同	同
令和四年九月 十三日	午前十時から 正午まで	北杜市大泉 総合会館	同	同
十二日		小淵沢総合 支所		

令和四年九月 二十九日	午前十時半か ら午後三時ま で	忍草コミュ ニティセン ター	忍野村	同
令和四年九月 三十日	同	山道ホール	鳴沢村	同
令和四年十月 三日	午後一時半か ら午後三時ま で	富士河口湖 町役場上九 一色出張所	富士河口 湖町	同
令和四年十月 四日	午前十時半か ら午後三時ま で	富士河口湖 町役場本庁 舎	同	同
令和四年十月 五日	同	同	同	同
令和四年十月 六日	午前十時半か ら午後三時ま で	富士河口湖 町役場勝山 出張所	同	同
令和四年十月 十一日	午前十時から 午後三時まで	市川三郷町 役場本庁舎	市川三郷 町	同
令和四年十月 十二日	午後一時半か ら午後三時ま で	市川三郷町 役場六郷支 所	同	同
令和四年九月 五日から令和 五年三月三十 日まで（山 梨県の休日を	午前九時から 午後四時まで	特定計量器 の所在の場 所（特定計 量器検定検 査規則（平 般	今期検査 を実施す る区域全 同	同

皮革面積計	令和四年十月十三日から令和五年三月三十一日までの間で、個別に県が指定する日	同	個別に県が指定する場所（令和四年十月十二日までに検査を受けた場合に限る。）	同	同
	令和四年十月十三日から令和五年三月三十一日まで（山梨県の休日を含め、条例に定める県の休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）	甲府市を除く県下全域	山梨県計量検定所

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番

地改良事業（畑地帯総合整備事業「担い手支援型」山地区）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和四年八月一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和四年八月二日から同年八月三十一日まで
- 三 縦覧場所 甲州市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和四年九月十五日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和五年二月一日まで

公安委員会

山梨県公安委員会告示第七十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第八十条の四第一項の規定により、次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第三条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年八月一日

山梨県公安委員会

委員長 武田 信彦

- 一 法人名称及び住所並びに代表者氏名
 - 1 法人名称 一般財団法人山梨県交通安全協会
 - 2 住所 南アルプス市下高砂八四七番地
 - 3 代表者氏名 坂本政彦
- 二 特定講習（法第八十条の四第二項の特定講習をいう。以下同じ。）の業務を行う事務所の名称及び所在地
 - 1 事業所の名称 山梨自動車学校
 - 2 所在地 南アルプス市下高砂八四七番地
- 三 特定講習の種類 若年運転者講習
- 四 指定の年月日 令和四年八月一日